

復興庁設置法案の概要

平成23年11月1日
復興庁設置準備室

1 所掌事務

復興庁は、内閣府と同様に、内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行う。

① 復興に関する国の施策の企画、調整

基本的な方針などの企画立案、各省の復興施策の総合調整・勧告、復興関係予算要求等に関する調整など

② 地方公共団体への一元的な窓口と支援

被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など

2 組織と機能

① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。各省より一段高い位置づけ。

② 出先機関（復興局）を岩手県、宮城県、福島県に置き、国と地方の協議会も活用し、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。

③ 閣僚級会議を設置。

④ 復興構想会議は、構想が策定済のため、役割、名称等を変更。

3 設置期限・施行期日

① 設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間（平成23年度から32年度までの間）

② 施行日は、設立の準備期間を考慮し、公布の日（12月想定）から4月以内（24年1月～4月めど）